

大津市企業局一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）第93条の規定により準用する大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月10日

大津市公営企業管理者
南堀 弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 再生水等供給に係る組立局舎
- (2) 納入場所 水再生センター（大津市由美浜1番1号）
- (3) 納入期限 令和6年9月30日（月）
- (4) 物品概要 組立局舎 1式
※詳細は仕様書のとおり
- (5) 予定価格 設定有（非公表）
- (6) 最低制限価格 設定無

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ロ) (ア)又は(イ)と同視し得る関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (イ)から(ウ)までと同視し得る関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 令和6年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿の「通信機器・重電機材・舞台関係機器」に登録されている者であり、本店、支店又は営業所が近隣府県内（滋賀県、愛知県、岐阜県、福井県、三重県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県）に存すること。

3 入札参加資格確認申請の受付期間、提出方法等

(1) 受付期間

ア 郵送の場合

令和6年4月10日（水）から令和6年5月9日（木）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）必着とする。

イ 持参の場合

令和6年4月10日（水）から令和6年5月9日（木）まで（大津市の休日を含める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 提出する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式1） **（※押印省略可）**

イ 令和6年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿の取扱業種「通信機器・重電機材・舞台関係機器」に登録されている者は、様式1の「指名願提出済」欄にレ点を付すこと。

ウ 入札に参加を希望する場合は、仕様書に基づき、令和6年4月23日（火）午後5時00分までに **大津市企業局 施設部下水道施設課水再生センター** へ **機器提案書（別紙）** を提出すること。

(3) 提出方法

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかにより提出すること。

(ア) 郵送の場合

a 宛先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留
大津市企業局企業総務部契約管財課長宛

b 郵送方法 **一般書留又は簡易書留**

※封書宛名等記載方法の例（様式2）により封筒に(2)の提出書類を入れ、封かんし、表側に「大津市企業局企業総務部契約管財課長宛」と記載した上で、「**申請書在中**」の表記、件名及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。

(イ) 持参の場合

提出先 大津市企業局企業総務部契約管財課（市役所新館6階）

イ その他

様式1の押印を省略した場合、アの提出方法に加え、電子メール、ファックスでの提出も可とする。なお、電子メールで送信する場合はPDFのみとし、メール送信した場合は、その旨を契約管財課に電話連絡すること。

(ア) ファックス番号 077-523-1580

(イ) メールアドレス nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp

(ウ) 電話番号 077-528-2614

(4) (2)の提出書類は大津市企業局ホームページ上に添付していることから、ダウンロードして取得すること。なお、令和6年度大津市物品供給等入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名・押印する。

(5) 郵送費を含め書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(6) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

(7) すべての提出書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

令和6年5月9日（木）までに入札参加資格が「なし」と決定した者についてのみ、様式1に記載のメールアドレス宛にその旨通知する。（参加資格のある者に対するの通知は行わない。）

5 入札者の資格喪失

入札者は、入札期日までにおいて次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(1) 入札者において、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手

続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがされたとき。

- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- (3) その他本件物品等を納入することが困難になると認められる事由が発生したとき。

6 契約条項を閲覧する場所及び期間

- (1) 閲覧場所 大津市企業局企業総務部契約管財課
- (2) 閲覧期間 令和6年4月10日（水）から令和6年5月17日（金）まで（大津市の休日を守る条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分までとする。

7 競争入札の日時及び場所

- (1) 開札日 令和6年5月17日（金） 午前9時50分
- (2) 開札場所 大津市御陵町3番1号 大津市企業局新館5階253会議室
- (3) 入札方法 本件入札は、入札書を郵送する方法（以下「郵便入札」という。）により行い、入札者が一堂に会することなく執行する。
- (4) 入札書の到達期限 令和6年5月16日（木）
- (5) 入札書の提出先 3(3)ア(ア)に掲げたとおりとする。
- (6) 予定価格 1(5)に掲げたとおりとする。
- (7) 最低制限価格 1(6)に掲げたとおりとする。
- (8) 入札保証金 規則第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。
- (9) 契約保証金 規則第24条、第24条の2及び第25条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。
- (11) 支払条件 一括払いとし、すべての納入物品検査合格後、適正な請求を受けた日から30日以内とする。
- (12) 入札の不成立 様式1を提出する者がいない場合は、当該入札は不成立とする。
- (13) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、「くじによる落札決定の方法」により、くじで落札者を決定する。
- (14) 入札結果の通知等 落札者を決定した場合は、落札者には速やかに電話又はファックス（当該入札の立会人として参加している場合は口頭）により連絡するとともに書面にて契約締結に必要な事項を指示することとする。
また、入札結果は大津市企業局ホームページに掲載するとともにその写しを大津市企業局企業総務部契約管財課において閲覧に供する。
- (15) 入札に関する注意事項
 - ア 入札者は入札書（様式4）を提出すること。
 - イ 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 郵送費を含め当該入札に係る費用については、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

エ 質問について

疑義等がある場合には、公告日から令和6年4月25日（木）午前12時00分までに質問書（様式5）を電子メールで送信すること。（質問がない場合は提出不要）

なお、電子メールで質問を送信した場合は、契約管財課にメール送信した旨を電話連絡すること。

- (ア) 送信先 大津市企業局企業総務部契約管財課
(イ) 送信先アドレス nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp
(ウ) 電話番号 077-528-2614

オ 回答について

質問に対する回答については、令和6年5月7日（火）までに、大津市企業局ホームページ上において回答（入札書等送付前に必ずホームページにて質問回答の有無を確認すること。）する。

ただし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。

カ 異議の申立について

入札参加者は、関係法令及び仕様書等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合も同様とする。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。
一般書留又は簡易書留により、大津市役所内郵便局へ局留扱いで7(4)の到達期限内に到着するように郵送するものとする。
- (2) 封書宛名等記載方法の例（様式3）により封筒に入札書を入れ、封かんし、表側に「大津市企業局企業総務部契約管財課長宛」と記載した上で、「入札書在中」の表記、件名及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。
- (3) 入札書郵送後において、開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合において辞退の申出は任意の様式による入札辞退届による。
- (4) 郵送に使用する封筒は任意のものとし、入札書については、様式4を使用すること。
また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。
- (5) 入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札執行回数は3回を限度（再度入札についても郵便入札とする。）とし、初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡することとする。
- (7) 開札の立会いについて、本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。なお、代理人については、開札の立会いに関する委任状（様式6）を持参すること。ただし、その者がいない時は、当該入札事務に関係のない企業局職員が立会うものとする。
- (8) 郵便事故等により指定の期日までに配達されなかった場合は、入札者のリスク負担とする。
- (9) 天災その他やむを得ない理由により入札の執行が困難と判断するときは、入札の延期及び中止又は入札の取消を行い、状況に応じた対応を行う。その際の被った損害は入札者の負担とする。

9 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札

- (2) 入札金額を訂正した入札
- (3) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (4) 入札書記載の金額、氏名、印影等入札要件の記載が確認できないとき。
- (5) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 直接契約管財課に持参するなど、郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

10 注意事項

落札者決定後、契約締結までの間に当該落札者が入札参加の資格喪失に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。

11 その他

この公告に記載のない事項は、規則並びに大津市企業局会計規程及び物品購入契約に係る入札心得による。

12 問い合わせ先

大津市企業局企業総務部契約管財課（大津市役所新館6階） 担当：柴原
大津市御陵町3番1号
電話番号：077-528-2614